# 浄水発生土の保管及び処理状況

1

# 放射性物質を含む浄水発生土の取扱い

(134Cs及び137Csの合計濃度)

## 10万Bq/kg超

県内の遮へいできる施設で保管

## 10万Bq/kg以下

濃度ごとに敷地境界から一定の距離をとり、管理型処分場に**仮置き** 

・8千~10万の最終的な処分について、環境保全のあり方を引き続き検討

## 8千Bq/kg以下

(<u>跡地を居住等の用途に供しない場合</u>) 管理型処分場に**埋立処分**  ・跡地を農耕、居住等に利用する場合、 利用用途ごとに安全性を評価

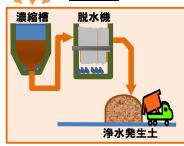
## 100Bq/kg以下※

### 再利用

・他の原材料との混合・希釈等を考慮し、 市場に流通する前にクリアランスレベル 以下になる物は利用可能(例:セメント)

- ・園芸用土等の製品について、出荷 を自粛し、今後安全性を評価
  - ※ 100Bq/kgは、原子炉等規制 法に定めるコンクリート等のクリ アランスレベル



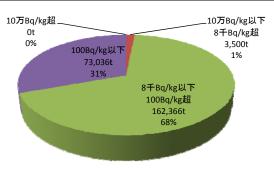


## 放射性物質が検出された浄水発生土の放射性物質濃度の状況①

(単位:トン)

12月9日時点

Bq/kg	10万Bq/kg超	10万Bq/kg以下 8千Bq/kg超	8千Bq/kg以下 100Bq/kg超	100Bq/kg以下	計	未測定保管
宮城県	0	739	5,781	3,413	9,934	542
山形県	0	0	2,329	5,329	7,658	5,316
福島県	0	1,258	2,557	553	4,368	1,716
新潟県	0	930	10,777	6,409	18,116	4,577
茨城県	0	0	4,233	3,511	7,744	3,149
栃木県	0	247	2,551	304	3,102	44
群馬県	0	326	3,310	514	4,150	308
埼玉県	0	0	38,960	993	39,953	201
東京都	0	0	48,952	2,234	51,186	583
神奈川県	0	0	10,048	24,783	34,831	4,331
千葉県	0	0	32,505	7,166	39,670	7,946
長野県	0	0	313	8,644	8,957	1,207
山梨県	0	0	0	2,299	2,299	1,713
静岡県	0	0	50	6,885	6,935	3,154
全体	0	3,500	162,366	73,036	238,901	34,785

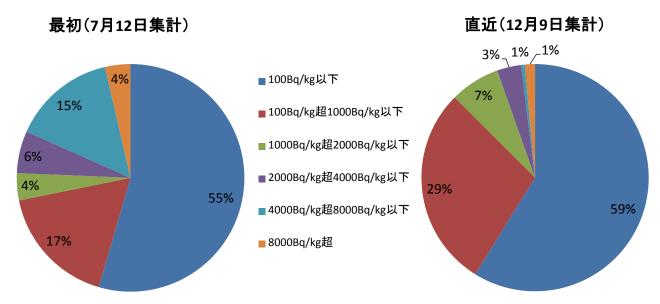


3

## 放射性物質が検出された浄水発生土の放射性物質濃度の状況②

それぞれの浄水場で最初に計測した際と、直近に計測した際の 浄水発生土中の放射性物質濃度分布の比較

●直近計測分は、最初計測分に比べ、低濃度の浄水発生土の割合が増加している



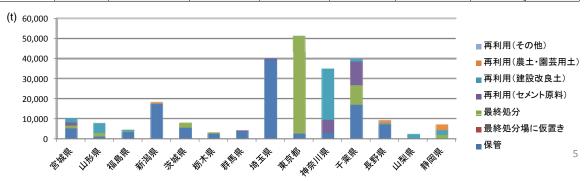
※14都県において浄水発生土を排出する浄水場(295場)からのデータを集計

# 放射性物質が検出された浄水発生土の処分状況

(単位:トン)

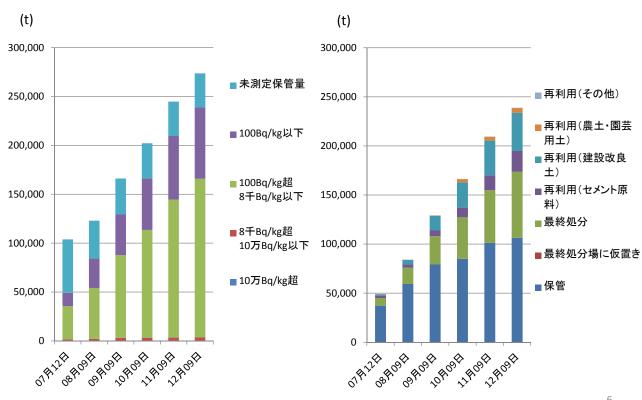
12月9日時点

	保管	最終処分場に仮置き	最終処分	再利用(セメント原料)	再利用(建設改 良土)	再利用(農土·園芸用 土)	再利用(その他)	計
宮城県	5,169	0	1,306	1,421	2,038	0	0	9,934
山形県	963	0	1,779	0	4,907	9	0	7,658
福島県	3,386	0	515	0	467	0	0	4,368
新潟県	17,038	0	139	100	0	643	196	18,116
茨城県	5,502	0	2,242	0	0	0	0	7,744
栃木県	2,509	0	592	0	0	0	0	3,102
群馬県	3,613	0	9	523	5	0	0	4,150
埼玉県	38,962	0	0	892	61	0	39	39,953
東京都	2,448	0	48,694	0	44	0	0	51,186
神奈川県	2,674	0	0	6,578	25,578	0	0	34,831
千葉県	16,831	0	9,833	11,678	1,329	0	0	39,670
長野県	6,927	0	235	0	406	1,309	80	8,957
山梨県	400	0	0	0	1,899	0	0	2,299
静岡県	0	0	1,889	0	2,316	2,730	0	6,935
全体	106,424	0	67,232	21,191	39,049	4,690	315	238,901



# 放射性物質が検出された浄水発生土の放射性物質濃度・処分状況

12月9日時点



## 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の概要

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又 は生活環境への影響を速やかに低減する

- 〇国:原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 〇地方公共団体:国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 〇関係原子力事業者:誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

### 制度

## 基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める

### 環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び 土壌等の処理に関する基準を設定

### 監視・測定の実施

国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、 実施

### 放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- (1) 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射 性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処
- 理は、国が実施 ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の 規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

### 放射性物質により汚染された土壌等(草木、エ作物等を含む)の除染等の 措置等 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘察し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定

- 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施
- 3 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域(市町村 又はそれに準ずる地域を想定)を指定
- 都道府県知事等(※)は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に 適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定 5 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施
- ⑥ 国による代行規定を設ける
- ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止

※政令で定める市町村長を含む

※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

## 特定廃棄物又は除去土壌(汚染廃棄物等)の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適 正に推進するために必要な措置を実施

### 費用の負担

- 〇国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 〇本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 〇国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

○本法施行から3年後、施行状況を検討し、所要の措置 ○放射性物質に関する環境法制の見直し ○事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置